

平成26年

東部知多衛生組合議会
第1回定例会会議録

平成26年2月6日（木）開会

平成26年2月6日（木）閉会

東部知多衛生組合

平成26年東部知多衛生組合議会第1回定例会会議録

平成26年東部知多衛生組合議会第1回定例会は、平成26年2月6日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

1 応招議員

1 番 鈴木 隆 3 番 浅田茂彦
4 番 伊藤 清 5 番 堀田勝司 6 番 前山美恵子
7 番 森本康夫 8 番 田崎守人 9 番 高橋和夫
10 番 大村文俊 11 番 竹内一美 12 番 渡辺 功

2 不応招議員

2 番 木下義人

3 出席議員

応招議員と同じ

4 欠席議員

不応招議員と同じ

5 開閉の日時

平成26年2月6日(木) 午前10時00分 開会

平成26年2月6日(木) 午前11時10分 閉会

6 傍聴者

なし

7 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 久野孝保 副管理者 石川英明 副管理者 神谷明彦 副管理者 竹内啓二
副管理者 岡村秀人 監査委員 古橋洋一 会計管理者 内田 誠
事務局長 鈴木重利 業務課長 久米繁治 総務課長 杉浦尚二

業務課長補佐 久野尚志 総務課長補佐 加藤博之 副主幹 福島智宏
庶務係長 浅田貴志 施設建設整備係長 外山紀元

8 職務のため議場に出席した者

書記 鈴木重利 書記 杉浦尚二 書記 加藤博之

9 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		一般質問
日程第4	報告第1号	例月出納検査報告について
	報告第2号	定期監査報告について
日程第5	議案第1号	平成25年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）
日程第6	議案第2号	平成26年度東部知多衛生組合一般会計予算

○議長（鈴木 隆）

皆さん、おはようございます。

立春を過ぎましても、まだまだ風が冷たく寒い日が続いております。各市町におかれましては、3月定例会を間近に控えまして何かとお忙しい中、組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、昨年11月に実施いたしました組合議会議員等の懇親会につきましては、皆様方のご協力を賜りまして、初期の目的とする構成市町相互の親睦が図られた事を、まずもってお礼を申し上げます。引き続き、皆様方のご協力を賜りたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

続いて、会議に先立ちまして、ご報告をさせていただきます。

管理者から全員協議会の開催要望があり、議会運営委員会に諮りまして、開催の了解をいただきました。定例会終了後に全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。大府市の木下義人議員に関しましては、欠席の届出がありました。阿久比町の管理者は少し遅れるとの連絡がありましたので、ご報告をさせていただきます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、平成26年東部知多衛生組合議会第1回定例会は成立しますので開会いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、管理者からご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、平成26年東部知多衛生組合議会第1回定例会にご参集賜りまして誠にありがとうございます。

本、定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、日頃から廃棄物処理行政につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

今日の循環型社会の構築に向けた社会情勢は、循環を量の側面から捉え、廃棄物の減量化に重きをおいてリサイクル等を推進していくステージから、循環を質の面からも捉え、環境保全と安全・安心を確保した上で、廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として資源の消費を抑制するというステージに進んできております。このような状況下の中で、当組合では、安全・安心で信頼される施設、環境に配慮した施設、循環型社会及び低炭素社会形成の拠点となる、新たなごみ焼却施設と最終処分場の建設に向け計画的な事業進捗を図っているところでございます。議員の皆様方には、何卒、今後ともご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。さて、本日の定例会にご提案申し上げます案件は、平成25年度の補正予算と平成26年度当初予算の議案を提出いたしております。

また、定例会終了後には、全員協議会を開催させていただきまして、「平成26年度から28年度までの実施計画」を始めとする2件の事項をご報告させていただきたいと存じます。

引き続き組合議員の皆様方には、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。なお、議案等の内容につきましては、順次ご説明させていただきますが、慎重審査のうえ、お認め賜りますよう、お願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 隆）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、3番、浅田茂彦議員及び7番、森本康夫議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

おはかりいたします。

本、定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本、定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3、「一般質問」を行います。

一般質問の時間制限等につきましては、あらかじめ議会運営委員会におきまして、確認されております。それぞれ申し合わせ事項に従いまして、進めて参りますので、よろしく願いいたします。

6番、前山議員、自席にてお願いいたします。

○6番議員（前山美恵子）

では、議長より発言の機会をいただきましたので、質問をさせていただきます。

質問の通告がありますが、シャフト炉式ガス化溶融炉に係る諸問題について質問をいたします。ごみ焼却施設技術検討委員会でシャフト炉式ガス化溶融炉の答申が出されて、発注に向けての関連業務が行われつつあると考えておりますが、これは2011年度の統計ですけれども、ごみ焼却施設の稼働年数が21年以上経過し、老朽化が進んでいる施設が全国で4割もあり、今後、全国で建替え等に拍車がかかっているところであるといわれております。そこで国は、国策としてごみ処理の広域化、それから高率熱回収処理を自治体に交付金という誘導策を使って今、推し進めているところです。ごみ焼却施設に対する交付金は、普通は3分の1補助と決まっていますが、広域で高効率ごみ発電の施設にすれば2分の1補助をするという予算措置があります。これがあるゆえに、これに間に合わせるために地元合意もなく駆け込みで申請する自治体もあると聞いております。ところで、前回の当衛生組合では質問の答弁で、予定のシャフト炉式ガス化溶融炉に高効率の発電施設を建設していきたいというお考えを示されました。

そこで今回は、前回の質問の続きということで、3点にわたり質問を用意いたしました。

まず1点目に、高効率発電について。2分の1交付金の対象となるのは、一定の条件が必要となりますが、どのような条件でしょうか。また、それをどうクリアしようとしているのでしょうか、ご答弁ください。

それから2点目に、施設の規模について、算定基準やごみ質、ごみの量をどのように見込まれているのでしょうか。3点目の質問については、再質問でしたいと思いますので、以上についてお答えください。

○議長（鈴木 隆）

それでは、答弁を願います。管理者。

○管理者（久野孝保）

最初に私から基本的な事項をお答えしまして、個々のご質問につきましては、事務局長からお答えしますのでよろしくお願いいたします。

ご質問のシャフト炉式ガス化溶融炉に係る諸問題につきましては、昨年2月に答申をいただいたところですが、有識者等で構成するごみ焼却施設技術検討委員会において循環型社会・低炭素社会の形成に向け、ごみの再資源化・最終処分量の削減を可能な限り推進でき、また、構成市町の現状や地域の特性も考慮した上で安全で安定した稼働により多様なごみ質の変化、ごみ処理量の変動にも対応でき適正にごみ処理を行える施設を目指す基本方針があるとともに、ごみを焼却する過程で発生するエネルギーを最大限に活用し高効率発電等、低炭素社会の形成を目指すものでございます。

いずれにいたしましても、構成市町と連携いたしまして、ごみ減量、排出抑制、資源化の推進に努めまして、この大きな一大重要事業を、慎重かつ計画的に事業進捗を図ってまいりたいと存じておりますので、議員の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

個々の質問につきましては、事務局長から答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

通告書の1点目の「高効率のごみ発電施設の交付金対象条件と、その対応をどうクリアするか」と、2点目の「施設整備規模についての算定基準やごみの質はどうなのか。また、ごみの量をどう見込むのか。」についてお答えさせていただきます。

循環型社会形成推進交付金交付要綱及び取扱要領では、高効率ごみ発電は発電効率23パーセント相当以上で、施設規模により異なりますが、施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること及び、別に定める「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に適合するものに限るとされております。

高効率ごみ発電施設整備マニュアルの中で、発電効率の施設規模ごとの交付要件を見ますと、施設規模が日150トンを超え200トン以下は、発電効率が15.5パーセント、施設規模が日200トンを超え300トン以下は、発電効率が17パーセントとなっております。この条件

に係る高効率の発電に必要な設備について、交付率を3分の1から2分の1としていますが、平成25年度までの時限措置となっております。現在、環境省からは高効率発電の交付率継続等の情報が未だございませんが、継続されることを期待し事業を進めてまいりたいと考えております。

当組合では現在、ごみ処理施設基本設計等作成業務委託の中で、焼却するごみ質及びごみ量を予測し、施設規模・設備等の検討を行っております。ごみ量につきましては、構成市町の人口推計、ごみ処理実績から推計を行っております。また、ごみ質につきましても、組合に搬入されたごみ質の分析結果の実績を基に推計を行い、今後、学識経験者で組織する「(仮称)ごみ処理施設整備検討委員会」を設置して、施設規模、ごみ量・ごみ質、公害防止条件、余熱利用施設等の計画条件を設定したうえで、組合に適合する発電効率が向上できる設備等を検討してまいりたいと考えております。終わります。

○議長（鈴木 隆）

答弁は、終わりました。再質問がございましたら、挙手願います。6番、前山議員。

○6番議員（前山美恵子）

ご答弁、ありがとうございました。

高効率発電について、25年度までは交付金交付要綱があるということで、聞くところによると、今後もこの補助金が継続されていくだろうということで、これを国は進めていくと思うのですが、今、規模について大体処理量は200トンを超え300トン以下で17パーセントの発電効率がなく、交付率が2分の1にならないということなんですけれども、前回の質問の時に、大体210トンくらいということで、もっとこれが削減できるかもしれないということなんですけれども、200トンと聞きましても、17パーセントの発電効率がなく受けられないわけではなく、その17パーセントという数字が、当衛生組合の実績から出たわけではなく、国が補助金を出す条件として17パーセント、どちらかというとCO₂の削減を迫られて循環型社会形成推進法ができて、どんどんリサイクルをして、3Rを進めよというのが国の方針です。豊明でいいと、リサイクル率が今30パーセントですが、これが5年前は28.9パーセントでした。年々リサイクル率がどんどん上がっていく。そういうことを考えますと、ガス化溶融炉を20年としますと、20年先にはリサイクル率がどうなっているかということを考えますと、例えば200トンとしますと、17パーセントでいいのかどうかということが問われるのと、これは実績から17パーセントというものを弾き出しているわけではないものですから、他の所で17パーセントをクリアできるかどうかというのが、ちょっと私としては大変心配なものですから、こういう点については、いいのかということをご答弁いただけますでしょうか。

○議長（鈴木 隆）

答弁、願います。事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

施設整備を行いますには、環境省所管の循環型社会形成推進交付金を活用して行い、平成22年度に循環型社会形成推進地域計画を作成しております。

これらの計画の中では、国が示す循環型社会形成推進基本法による「循環型社会形成推進基本計画」、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に示された目標値に沿って、ごみの発生量、そのごみの処理方法、処理量及び排出抑制の施策及び人口推計等について、構成市町と連携を図り検討を行っております。

現段階の施設規模の算定の中では、平成25年5月に閣議決定されております「第3次循環型社会形成推進基本計画」に示された指標に沿ってごみ量の推計をしております。現在の構成市町の収集体制を維持し、ごみの発生抑制、ごみの資源化率の向上に構成市町と連携を図っていきます。ご質問に発電効率に触れてお見えですが、この発電効率と申しますのは、算出の方法は、発電出力を投入エネルギーで除して得る値となります。投入エネルギーはと申しますと、燃えるごみ、これには家庭系と事業系とございます。併せて破碎の可燃ごみ、これも加わります。それから脱水汚泥、当組合には浄化センターもございますので、脱水汚泥もごみに含まれます。それプラス投入エネルギーには外部燃料がございます。外部燃料が、いわゆる化石燃料を指すわけですが、この外部燃料は、灰プラスチックとか木くずとかそういったものを一切含みません。ですから、収集体系に変化が今後生じることはございません。委員が申されました3R、リデュース、リユース、リサイクル、ごみを減らす、繰り返し使う、再生利用。これは基本の基本でございます。それを覆すことはございませんので、ご安心いただきたいと思います。終わります。

○議長（鈴木 隆）

6番、前山議員。

○6番議員（前山美恵子）

ご答弁をいただきましたが、この高効率発電施設を造った溶融炉が全国結構あるのですが、結果的に15から17くらいの発電効率がなかなかクリアできなく、要するにごみをどんどんリサイクルするものですから、ごみが予定より10パーセント少なかったという場合に時々応じるのは仕方のないことですが、常時クリアできなくなった場合、国からの補助の見直しを迫られたという例があります。これから17パーセントを確保しないといけないが故にリサイクルを止めて、プラスチックの分別も止めて投入をしなければいけないということが、今の循環型社会と高効率発電というのは大変矛盾をしているという事例が全国にはあるものですから、これは大変リスクを伴うものだということで考える必要があるのではないかとということで、3点目の質問を用

意したのですが、本末転倒するのではないと思いますけども、見解をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

先程の答弁で申しましたが、発電効率、これはですね、繰り返しにもなってしまいますが、発電出力が分子、分母には投入エネルギーがございます。分母の投入エネルギー、要はごみが減ってくれば、発電出力を下げれば率はキープできます。ご心配いただく必要はないかと考えます。終わります。

○議長（鈴木 隆）

これにて「一般質問」を終わります。

日程第4、「諸報告」を行います。

お手元に報告第1号及び第2号が配付してありますので、検査に当たりました監査委員を代表して、古橋監査委員より補足説明を願います。

○監査委員（古橋洋一）

ご指名をいただきましたので、報告第1号及び第2号の補足説明を申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を議会に報告するものであります。

内容につきましては、検査の対象欄に記載されておりますように、平成25年度7月分から12月分にかかる現金出納並びに公金の収納状況を平成25年8月21日、9月20日、10月17日、11月26日、12月19日及び平成26年1月30日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関発行の残高証明書により照合検査したものでございます。

検査の結果につきましては、計数並びに証拠書類等については適正に処理されていることを認めました。なお、詳細につきましては、御手元に配付してございます検査報告書をご一読いただきたいと思っております。

続きまして、報告第2号につきまして補足説明を申し上げます。

報告第2号につきましては、地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施いたしましたので、同条第9項の規定によりその結果を議会に報告するものであります。

内容につきましては、平成25年4月から9月までにかかる予算執行事務、契約事務、財産管理事務について、平成25年11月26日に定期監査を実施したものでございます。

監査の結果につきましては、総体的に良好な処理がなされていることを認めたものでございます。

詳細につきましては、報告書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、これで補足説明を終わります。

○議長（鈴木 隆）

これにて諸報告を終わります。

日程第5、議案第1号「平成25年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（久野孝保）

議案第1号「平成25年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして、補正予算を調整し、議会に提出するものでございます。

議案の第1条でございますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、409,030千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,862,310千円とするものでございます。

第2条は、継続費の変更による補正で、第3条は地方債の変更による補正でございます。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（鈴木重利）

それでは、補正予算書3ページをご覧いただきたいと思います。

第2表の継続費補正は、ごみ処理施設建設事業及び最終処分場建設事業に係ります委託事業と建設工事の落札金額にあわせまして、それぞれの年割額を変更するものでございます。

第3表の地方債補正は、最終処分場建設事業債に係ります地方債の限度額の変更でございます。続きまして、7ページをご覧いただきたいと思います。

歳入からご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金1目負担金は83,522千円の減額でございます。

この減額の主な理由は、歳入は温水プール施設使用料、財産収入と繰越金等の整理、歳出では不用額の整理などにより減額となったものでございます。

各市町の負担金の減額につきましては、説明欄のとおりでございます。

2 款使用料及び手数料 3 目温水プール使用料の施設使用料は 4 5 6 千円の増額でございます。

当初、大人の 1 日当たりの利用者を 1 7 5 人と見込んでおりましたが、利用者の増加により 1 日当たりの利用者を 1 8 0 人と見込み積算して増額するものでございます。

3 款国庫補助金 1 2 0, 4 8 1 千円の減額は、循環型社会形成推進交付金の決定額による変更で、交付金の基礎となりますそれぞれの事業費の減額によるもので、交付金の補助率は、事業費の 3 分の 1 となっております。

4 款財産収入 2 項 1 目生産品売払収入は 2, 7 7 9 千円の増額でございます。これは、不燃ごみ処理施設から回収されます鉄とアルミの売払収入で、回収量は減少しておりますが、売却単価が上昇しておりますので増額するものでございます。売却単価は、鉄は機械選別・手選別ともに 1 9 千円が 2 6 千円、アルミの手選別は 8 0 千円が 9 9 千円となる見込みで積算いたしました。次に 8 ページの 5 款繰越金 2 2, 8 3 8 千円の増額は、前年度からの繰越金でございます。

7 款組合債 2 3 1, 1 0 0 千円の減額は、最終処分場建設工事に係ります地方債の変更による減額でございます。

次に、9 ページの歳出についてご説明申し上げます。

2 款総務費 1 項 1 目一般管理費は 2 0 0 千円の増額で、1 4 節事務機器借上料のコピー使用量が見込みを上回ったため増額するものでございます。

2 目財産管理費は 2 9 2 千円の減額で、これは、委託 3 件の契約残の整理でございます。

3 款衛生費 1 項 1 目浄化センター管理費は 9, 2 6 8 千円の減額でございます。

需用費の光熱水費 1, 5 0 0 千円の減額は、下水道接続に伴い電気使用量が見込みを下回ったため減額するものでございます。

役務費 1, 4 0 0 千円の減額は、派遣契約に基づく浄化センター運転管理業務で、見込みが下回ったため減額するものでございます。

委託料 4 6 4 千円の減額は委託 5 件の契約残で、使用料及び賃借料の下水道使用料 4, 0 0 0 千円の減額は、下水道使用量が見込みを下回ったことによる減額でございます。

次に 1 0 ページの工事請負費 1, 9 0 4 千円の減額は、工事 6 件の契約残の整理で、この工事 6 件分の平均請負率は、9 2. 9 パーセントでございました。

2 目クリーンセンター管理費は 2 3, 3 4 7 千円の減額でございます。

需用費の光熱水費 4, 5 0 0 千円の増額は、電気料の値上げによる増額で、委託料 9, 2 6 7 千円の減額は、委託 8 件の契約残でございます。工事請負費 1 8, 1 8 9 千円の減額は、工事 9 件の契約残の整理で、この工事 9 件分の平均請負率は 8 8. 4 パーセントでございました。

次に 1 1 ページの公課費 3 9 1 千円の減額は、汚染負荷量賦課金の減によるものでございます。

次に3目洲崎最終処分場管理費45千円の減額は、委託1件の契約残の整理でございます。

2項1目温水プール管理費は3,153千円の増額でございます。この主な要因は、工事請負費及び備品購入費による増額でございます。

役務費38千円は、車両購入に伴う自賠責保険料の増額で、委託料342千円の減額は、委託2件の契約残でございます。工事請負費1,932千円の増額は、工事2件の契約残の整理があるものの、蒸気コイル取替工事2,468千円を計上したことにより増額となっております。この工事は、蒸気コイルの配管部分の腐食が急遽判明し、暖房機能に影響を及ぼすために整備する必要が生じたので、この2月の定期整備期間中に取替整備を計画いたしました。備品購入費1,525千円の増額は、平成12年に購入した軽自動車1台の買替えでございます。この軽自動車はミッション車両で、クラッチ板のすべりが頻繁にあり、運転に不具合が生じておりますので買替えをお願いするものでございます。施設用備品580千円の増額は、コースロープの買替えで、経年劣化により破損箇所が多くロープ自体がむき出しになって危険な状態でありますので買替えするものでございます。次に12ページをご覧願います。

4款事業費1目ごみ処理施設建設事業費は175千円の増額で、これは、環境アセス準備書に関する地元説明会開催通知に係る郵送料の増額でございます。

次に2目最終処分場建設事業費は379,606千円の減額でございます。

委託料17,674千円の減額は、設計施工監理業務委託の契約残の整理で、工事請負費361,932千円の減額は、最終処分場土木施設建設工事と浸出水処理施設建設工事の契約額に基づく年割額の整理でございます。なお、土木施設建設工事については、設計変更を予定しておりますのでご報告いたします。まず、1つ目は中部電力の高圧送電線との離隔協議により擁壁高さを低くする必要が生じました。2つ目は、愛知県河川管理者との協議により、地下水位が高いことから五箇村川沿いの擁壁工事箇所に鋼矢板による土留め工事を新規で追加しました。3つ目は、現場は地下水位が非常に高い状況で、地盤改良工の施工方法を変更いたします。また、当初設計では擁壁の基礎工事は、高圧送電線の下以外は、すべて杭基礎で施工する予定でしたが、着手前に実際に杭施工する箇所でチェックボーリングを行ったところ、杭の支持層が非常に深くなってしまい不経済であると判断し、一部の箇所で杭延長を伸ばし、また一部の箇所では地盤改良工事に変更することといたします。

これらの変更については、来年度の27年2月定例会において工事請負契約の変更を予定しておりますので、よろしくお願いたします。また、13ページ以降は、継続費及び地方債に関する調書でございますのでお目通しをお願いいたします。

なお、参考資料といたしまして、平成25年度補正予算の概要と負担金明細表を配付してございますのでよろしくお願いいたします。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（鈴木 隆）

これより質疑に入ります。

質問等がございましたら、ページ数を指摘のうえ発言をお願いいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

議案第1号「平成25年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第2号「平成26年度東部知多衛生組合一般会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（久野孝保）

議案第2号「平成26年度東部知多衛生組合一般会計予算」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法第211条の規定に基づきまして、予算を調整し、議会に提出するものでございます。

議案の第1条にございますように、平成26年度の予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,057,050千円とするものでございます。

平成26年度は、2か年の継続事業として実施しております最終処分場を、来年3月の竣工に向けて建設を進めるとともに、新しいごみ焼却施設の技術評価、発注仕様関連の業務などを進める極めて重要な局面を向かえる事業実施年度でございます。各施設ともに年数が経過しておりますが、年間を通して安定した運転管理ができるよう効率的且つ効果的に事業全体が実施できるように歳出全般を精査しまして、予算編成をいたしております。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（鈴木重利）

それでは、当初予算書3ページをご覧いただきたいと存じます。

第2表は、地方債で最終処分場建設事業に係ります地方債の借入限度額を383,700千円とし、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものであります。

続きまして、当初予算書7ページ歳入からご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金1目負担金は1,232,102千円、前年度と比較して180,439千円、率にして17.2パーセントの増額であります。この要因は、衛生費に係る委託料及び工事請負費により増額となったものであります。なお、構成市町のし尿、ごみ、温水プールに係る負担金の合計額は、説明欄に記載のとおりであります。負担率は大府市38.4パーセント、豊明市26.0パーセント、東浦町23.0パーセント、阿久比町12.6パーセントであります。

2款使用料及び手数料1目浄化センター使用料52千円は、電柱支線並びに自動販売機使用料であります。2目クリーンセンター使用料175,803千円は、前年度と比較して3,600千円、2.0パーセントの減収見込みであります。施設使用料175,800千円は、有料ごみの年間搬入量を、家庭系ごみ1,740トン、事業系ごみ10,560トン、トータル12,300トンと見込んだものであります。有料ごみは25年度から減少傾向に転じたため、有料ごみの量を前年度予算より年間240トン減らしております。3目温水プール使用料17,651千円は、前年度に対しまして228千円、1.3パーセントの増であります。温水プール施設使用料17,400千円は、1日当たりの入場者を大人180人子供40人、年間の開館日数を300日としております。行政財産目的外使用料251千円は、電柱支線及び自動販売機7台分の使用料であります。

3款国庫補助金1項1目1節ごみ処理施設整備費補助金3,369千円と2節最終処分場整備費補助金213,796千円は、循環型社会形成推進交付金であります。この交付金の対象は、後ほどご説明いたします、ごみ処理施設の環境影響評価業務、基本設計業務と最終処分場の建設工事に係るものでありまして、いずれも事業費の3分の1の補助率となっております。

8ページへまいりまして、4款財産収入1項1目財産貸付収入5,574千円は、葭野最終処分場用地等を駐車場用地として住友重機械工業に貸付する収入で前年度と同額であります。2項1目生産品売払収入13,668千円は、前年度対比2,124千円の減であります。不燃ごみ処理施設から回収される鉄とアルミの売払い収入で、鉄の年間回収量は636トン、アルミは28

・ 8 トンを見込んでおり、売却価格はいずれも前年度同額で、鉄の機械選別、手選別、共にトン当たり 19 千円。機械選別アルミはトン当たり 50 千円、手選別アルミはトン当たり 80 千円ですが、鉄・アルミとも回収量が減少する見込みで、全体として減額となっております。

次に 5 款繰越金 10,000 千円は、前年度からの繰越金であります。

6 款諸収入の 1 項組合預金利子は 50 千円で、2 項雑入 1,285 千円は、9 ページの各施設の自動販売機電気使用料及び廃家電等売却代であります。

7 款組合債 383,700 千円は、最終処分場建設事業債で、最終処分場建設工事に係る地方債の借入れであります。

続きまして、10 ページ歳出のご説明を申し上げます。

1 款議会費 511 千円は前年度と同額であります。主なものは 1 節報酬 468 千円で、12 名分の議員報酬であります。

次に、2 款総務費 1 項 1 目一般管理費 56,166 千円は、前年度と比較して 762 千円の増であります。2 節給料から 4 節共済費までは、庶務担当職員 4 名分の人件費であります。

11 ページの 8 節報償費 235 千円は、小学 4 年生を対象とした環境衛生週間のポスターの応募に係る参加賞代。13 節委託料 1,432 千円は、パソコン機器保守委託など 5 件の委託料であります。14 節使用料及び賃借料 2,520 千円は、財務会計・給与管理システム及びパソコンなど長期継続契約で借上げている事務機器借上料であります。19 節負担金、補助及び交付金 16,169 千円は、退職手当組合負担金及び派遣職員負担金などであります。

12 ページへまいりまして、2 目財産管理費 7,643 千円は、前年度と比較しまして 293 千円の減であります。主なものは 13 節委託料 7,164 千円で、施設の清掃関係と設備の点検委託 11 件の委託事業でございますが、従来と同様、他の事業費を含め、複数の施設で共通する委託契約につきましては、効率性から一括入札にて実施予定であります。

次に、13 ページの監査委員費 118 千円は、前年度と同額であります。

3 款衛生費 1 項 1 目浄化センター管理費 247,936 千円は、前年度と比較いたしまして 68,155 千円、37.9 パーセントの増であります。この主な要因は、需用費の光熱水費、浄化センターの運転を全面委託する委託料や工事請負費による増額であります。2 節給料から 4 節共済費までは、浄化センター職員 2 名分の人件費であります。11 節需用費 84,263 千円は、前年度に比べ 7,679 千円の増であります。消耗品費 33,563 千円は、処理薬剤と機械部品購入費で、光熱水費 42,840 千円は前年度に比べ 4,866 千円の増額で、これは電気料金の値上げによるものであります。修繕料 7,707 千円は、機械設備の修繕でブロワの補修など予定修繕 6 件と突発的な修繕料 3,000 千円を予定しております。

次に、14ページの13節委託料46,668千円は、施設の清掃関係と定期的実施しております機械設備点検委託など15件で前年度に比べ36,165千円の増額で、これは、浄化センターの運転を全面委託する新規業務の浄化センター運転管理委託料によるものであります。

15ページの15節工事請負費89,525千円は、前年度に比べまして71,286千円の増であります。この要因は、処理水槽防食工事始め2件の新規工事によるもので、この7件の工事は施設の安定した運転のための機械設備工事であります。

2目クリーンセンター管理費810,984千円は、前年度と比較して54,663千円、7.2パーセントの増であります。この主な要因は、需用費の光熱水費、委託料及び工事請負費の増額であります。2節給料から次の16ページの4節共済費までは、クリーンセンター職員11名分の人件費であります。11節需用費169,541千円は、前年度に比べ23,295千円の増額であります。消耗品費39,408千円は、処理薬剤と機械部品購入費で、光熱水費113,976千円は電気料と水道料の値上げにより20,124千円の増額見込みであります。修繕料9,693千円は、機械設備と重機車両の修繕など8件と、突発的な修繕料3,000千円を予定しており、前年度に比べ2,385千円の増であります。13節委託料407,855千円は、前年度と比較しますと20,898千円の増であります。主な委託業務は、説明欄の1番目のクリーンセンター運転管理委託料241,920千円、次の前選別作業委託料26,712千円は3年の長期継続契約を予定しております。廃棄物埋立処分委託料101,613千円については、衣浦港3号地と民間の処分場で埋立処分する委託料で処分量は年間7,320トンを見込んでおります。

また、次の17ページの説明欄の下から4番目の計量受付業務委託料8,532千円は、3年の長期継続契約を予定しております。説明欄の下から3番目の破碎不燃物処分委託料19,376千円は、衣浦港3号地には破碎不燃物を搬入出来ないために、全て民間処分場に処分を委ねるものであります。処分単価は、税込みでトン当たり24,840円、処分量780トンの見込みであります。15節工事請負費は159,153千円でありまして、前年度に比べ10,830千円の増であります。この要因は、落下灰コンベア補修工事を始めとする2件の新規工事によるものであります。ボイラ等補修工事82,404千円は、法令に基づくボイラ性能検査のための整備及びダスト固化・計装設備の整備工事であります。同じく法令に基づき実施する高圧蒸気復水器等補修工事30,564千円、焼却炉の炉内耐火材の取替えを行う炉内補修工事16,308千円などは施設の安定した運転を行うための定期的補修工事であります。

次に18ページへまいりまして、3目洲崎最終処分場管理費887千円は、最終処分場の維持管理に要する費用で前年に比べ24千円の増であります。

次に2項1目温水プール管理費93,582千円は、前年度と比較して7,606千円、8.8パーセントの増であります。増額となりました要因は、需用費の光熱水費と委託料によるものであります。2節給料から19ページの4節共済費までは、再任用職員1名の人件費であります。

11節需用費23,375千円は、前年に比べ1,432千円の増で、この要因は電気料と水道料の値上げによるものであります。内消耗品費2,029千円は、プールの水質保全や管理に必要となる薬剤・機械部品の購入費であります。光熱水費18,180千円は、電気料及び水道料であります。13節委託料54,767千円は、プール管理並びに施設管理に要する14件分の委託業務で、前年に比べ5,845千円の増で、この要因は新規業務のプール建物設備調査診断委託料によるものであります。主な委託業務は、説明欄の上から4番目のプール管理業務委託料39,690千円で、開館日数は300日間であります。次のプール窓口業務委託料2,892千円は、水泳帽子・回数券の販売、高齢者利用業務を、シルバー人材センターに委託するものであります。

次に20ページにまいりまして、説明欄の一番下のプール建物設備調査診断委託料4,796千円は、プール施設全体の劣化調査を委託する新規業務であります。14節使用料及び賃借料6,807千円は、プール利用者の駐車場用地借上料及び下水道使用料などで、15節工事請負費は3,456千円で、その内、第1種圧力容器補修工事1,242千円は、労働安全衛生法に基づく性能検査を受けるため毎年実施する工事で、デリバントファン補修工事2,214千円は、プール室内の空気を攪拌するファンを取替え整備する工事であります。

次に4款事業費1項1目ごみ処理施設建設事業費30,600千円は、前年度に比べ38,740千円の減でありまして、この要因は継続事業2件の委託料に係る年割額の減額によるもので、焼却施設は平成31年度供用開始を目標に事業進捗を図るものであります。

21ページの13節委託料10,111千円は、環境影響評価業務委託料始め2件の委託業務で、この内、ごみ処理施設基本設計等作成業務委託料は、ごみ処理施設の更新に伴う最終発注仕様書の作成業務で継続事業として2年目であります。19節負担金、補助及び交付金20,000千円は、建設事業に携わる派遣職員負担金2名分であります。

2目最終処分場建設事業費739,623千円は、前年度に比べ310,860千円の減でありまして、この要因は継続事業2件の最終処分場建設工事に係る年割額の減額によるもので、平成27年度供用開始を目標にしております。13節委託料17,418千円は、最終処分場建設工事設計施工監理業務委託料始め3件の委託業務であります。15節工事請負費

703,500千円は、最終処分場土木施設建工事274,995千円と最終処分場浸出水処理施設建工事428,505千円であります。なお、この建設工事概要は、26年度予算の概要資料、2枚目以降に財源内訳や位置図等を載せてございますので、お目通しをお願いいたします。

次に22ページの5款公債費1目元金は50,342千円で、これは最終処分場用地取得債及びごみ処理施設用地取得債に係る元金の償還金であります。

2目利子8,658千円は、最終処分場建設事業費、最終処分場用地取得債及びごみ処理施設用地取得債に係る利子の償還金であります。

6款予備費は10,000千円で、前年度と同額であります。

なお、23ページ以降は、給与費明細書を添付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。また、お手元に資料として、平成26年度当初予算の概要と市町負担金明細表並びに年度別償還表などを配付してございますのでよろしくをお願いいたします。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（鈴木 隆）

これより、質疑に入ります。

質問等がございましたら、ページ数を指摘のうえ発言をお願いいたします。質疑はありませんか。3番、浅田茂彦議員。

○3番議員（浅田茂彦）

7ページの温水プール使用料ですが、26年度は消費税の関係が出てくるのではないかと思います。どのような対応をされていくのかお聞きします。

○議長（鈴木 隆）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

ご質問の中で、使用料は温水プールのみでなく、浄化センター、クリーンセンターもでございます。当組合といたしましては、過去、平成20年4月1日にクリーンセンターの使用料の改定を行っております。クリーンセンターと関連する余熱利用施設でございますので、料金関係につきましては、現在のところ改正は見込んでおりません。ちなみに近隣の一部事務組合、いずれの組合もこの4月での改正は見込んでないとの聞き取りを行っております。終わります。

○議長（鈴木 隆）

他にございますか。6番、前山美恵子議員。

○6番議員（前山美恵子）

予算書の説明がなかったところ、24ページに職員の人数が書いてありますが、本年度、前年度と比較しますと正規職員が17人から13人、再任用が3人から5人というふうになっております。新しい方を採用するというのが、技術者を育成していくという大変重要な役割があると思うのですが、新規採用なしに再任用で人数合わせをしたということですか。これから若い技術者を育てていくという意味でも、職員の採用が必要ではないかと思うのですが、このところをどう検討されたのかお聞きします。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

ご質問の24ページ、2一般職（1）総括、この部分での職員数でございますが、まず17人が13人になったというのは、4人の技能労務職が定年を迎えますので、そこで4減となります。括弧書きで記載しております再任用職員の数でございますが、3人が5人になる。これにつきましては、2人再任用期間を終える者がございます。先程申しました、定年を迎える者4人が再任用として予定をさせていただいております。2減4増で2人増えるということでございます。ご質問の中に技術職員というお話がございましたが、平成24年4月1日採用で1人採用しております。その者を含めまして、現在、一般行政職は10人ということで運営しております。終了です。

○議長（鈴木 隆）

他にございますか。9番、高橋和夫議員。

○9番議員（高橋和夫）

14ページに浄化センター運転管理委託料が計上されていますが、どういう理由で計上されたのか、それによるメリットは。一方で最近、災害時等のし尿の処理をお互いに各施設で協力し合っていくという考え方が示されていますが、これに対して組合ではどう取組んでいくのか、考え方をお聞かせください。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

14ページの浄化センター運転管理委託でございますが、これにつきましては、平成24年度に浄化センターの改造を行いました。これは、処理水を河川放流から下水道放流に切替えた事業でございます。その中で施設の合理化は進んでおります。25年度は再任用職員の退職する者が2人出てきておりまして、その2人の補填を兼て派遣契約をしました。さらに26年度に向け

ては、先程申しました技能労務職4人が定年を迎えますので、今後は全面運転委託に切替えます。そういう流れを、昨年実施計画でお示しをさせていただきましたとおりに推移しております。

それから浄化センターに係らず下水道を含めた協定のお話でございますが、これは愛知県が柱となって、県内全域での合同する協議で、今年1月1日付けで運営されておまして、災害があれば、県が主体で、組合同士とか市と組合とでなく、グローバルに一番合理的な処理を助け合うということで運営されております。終わります。

○議長（鈴木 隆）

9番、高橋和夫議員。

○9番議員（高橋和夫）

浄化センターは2系列で運営していますが、今の状態ではまだまだ過大施設には至ってないのですが、下水事業が進んでいって接続率が上がっていくと、ゆくゆくは過大施設になると考えられますので、各施設と連携を密に取り合って運営していただきたい。

○議長（鈴木 隆）

ご意見ですね。その他ございませんか。6番、前山美恵子議員。

○6番議員（前山美恵子）

先程の再質問なのですが、正規職員が4人減る、短時間の方が増えるということで、人数だけ合わせたようですが、短時間の方が増えても、仕事の内容が正規職員と変わってくるわけで、正規職員が17人から13人と減って仕事がやっつけられるかどうかということ、そういうことも考えて減らしているのでしょうか。1人1人の職員の方にしわ寄せが行くということが当然考えられるものですから、この点についてお聞きかせください。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

一般行政職の人員は、現状維持で今後も考えております。減ってまいります対象が技能労務職員ということで、先程、浄化センターでご質問をいただきましたとおり、運転を直営から委託に切替えてまいりますので、特段、技能労務職が減っても支障のないように進めております。また、技能労務職の再任用につきましても、クリーンセンター内において業務を宛がう予定であります。プラットホームの監視であるとか、搬入される方もいろいろございますので、監視は必要と考え、そちらに配置するよう計画しております。終わります。

○議長（鈴木 隆）

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

議案第2号「平成26年度東部知多衛生組合一般会計予算」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

ここで、管理者から閉会のご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

平成26年東部知多衛生組合議会第1回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました全案件につきましては、お認めいただきまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。議員の皆様方におかれましては、東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導とご協力を賜りますことを、お願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木 隆）

これをもちまして、平成26年東部知多衛生組合議会第1回定例会を閉会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

(閉会)

誠に恐れ入りますが、引き続き全員協議会を休憩なしで開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長

鈴木 隆

3番議員

浅田 茂彦

7番議員

森本 康夫

